

平成 24 年度 科学技術戦略推進費  
「総合科学技術会議における政策立案のための調査」に係る実施方針（案）

平成 24 年 8 月 30 日  
総合科学技術会議

調査名 ②諸外国における生命倫理に係る法制度の現状と最近の動向に関する調査

1. 目的

- 総合科学技術会議において、生命科学の進展に伴う新たな生命倫理上の課題への対応に関する検討を行うにあたり、欧米等の生命倫理に係る法制度について、その歴史的背景、成立過程、現状及び最近の見直し動向を体系的に情報収集、比較検討することにより、今後の総合科学技術会議での議論に資することを目的とする。
- 具体的には、欧米先進国・地域等におけるヒト胚の取扱いを中心とした法規制に係る比較法制的研究を行うとともに、最近の研究開発の進展に伴う新たな課題への対応について最新の動向を調査し、その結果を我が国における制度のあり方に関する議論に活用する。

2. 実施内容等

諸外国の生命倫理に係る比較法制と今後の動向に関する調査研究

担当府省：内閣府 政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）

実施機関：担当府省において行う入札により決定

（重要性・緊急性）

- 生命科学研究におけるヒト胚の取扱いについて、総合科学技術会議では平成 16 年に「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を意見具申し、現在、この「基本的考え方」に基づいて関連指針が整備運用されている。
- 最近、生命科学の急速な進展によって、ES細胞、iPS細胞を用いたヒト受精胚作成、ヒト胚の一種である動物性集合胚を用いたヒト臓器作成等の新たな生命倫理上の課題に直面している。
- 昨年 10 月には、米国の研究者が、ヒトの未受精卵を用いて新たなヒト胚を作成し、このヒト胚から多能性幹細胞を樹立することに成功したとの報告があった。この新たなヒト胚は、現行法令・指針の対象ではないものの、ヒト胚を作成し、さらに滅失させることから、生命倫理上の課題がある。このため、本年 2 月、文部科学省は、総合科学技術会議等において最終的な結論が出されるまでの間、この新たなヒト胚の作成等を行わないよう通知したところである。
- 他方、諸外国においては、それぞれ独自の法体系の下、ヒト胚を取り扱う研究の規制が行われているところであり、さらに、新たな課題に対応した規制制度見直しの動きもみられる。これらの研究分野は国際的に激しい

競争状態にあるため、こうした国際動向も踏まえて我が国制度のあり方について適時に検討し、国際水準で研究が実施できる環境を整備していくことが重要である。

- このような状況の下、総合科学技術会議においては、新たな生命倫理上の課題に対応した規制のあり方について早急に検討し、結論を得る必要がある。この検討の資料とするため、諸外国・地域の法規制の現状と最近の研究に対応した見直し状況について詳細な情報収集を行い、我が国制度との比較検討を行うことが不可欠である。

(実施内容)

- 欧米先進国・地域等（米、英、独、仏、その他のEU諸国、豪、韓国、EU等）におけるヒト胚等の生命倫理に関する法規制及び最近の見直し動向について、文献調査及び規制当局への訪問等の実地調査を行う。
- これら諸外国等の法体系と我が国法制度との比較検討を行う。

### 3. 調査結果の報告

担当府省は、調査を取りまとめたのち、速やかに、その結果を科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員へ報告する。